

## 西宮市立保育所スマイル親子通園事業実施要綱

(趣旨)

第1条 子供と保護者を共に受け入れ、保育所での生活や遊びの体験をする中で、子育ての具体的な方法や子供との関わり方につなげ、育児不安や育児負担を軽減することを目的に実施する「西宮市立保育所スマイル親子通園事業」(以下「親子通園事業」)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 子供の生活や遊びのことで不安を感じている保護者とその児童に対し、保育所での遊びや生活を通し、子供の育ちやその子供に合わせた具体的な関わり方を保護者と共に考え、家庭での子供との関わりにつなげていく。

(1) 回数 年間3クール開催(1クールで2グループ実施)

1グループで全8回程度

(2) 定員 各グループにつき親子5組程度

(3) 時間 午前9時30分～午前11時まで

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定に関わらず、事業内容を変更することができるものとする。

(対象児童)

第3条 対象児童及び保護者は次のとおりとする。

(1) 本市に居住し、保護者とともに通園をすることが可能な児童

(2) おおむね満1歳半から満3歳の児童

(3) 子供の生活や遊びのことで不安を感じている保護者とその児童

(実施保育所)

第4条 親子通園事業の実施保育所は、以下のとおりとする。

保育所名	住所
芦原むつみ保育所	西宮市芦原町7-7

(利用の申込)

第5条 親子通園事業を必要とする児童の保護者は、あらかじめ、実施保育所に「スマイル親子通園事業利用申込書（兼児童台帳）」を提出しなければならない。

2 実施保育所は、前項の申込みがあったときは、必要の可否を決定し、その旨を保護者に連絡する。

(登録の辞退)

第6条 親子通園事業を辞退する保護者は、実施保育所に連絡しなければならない。

2 実施保育所は、次の各号の一に該当すると認める時は、当該児童の親子通園事業を停止することができる。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき

(2) その他実施保育所が不相当と認めたとき

(保護者負担)

第7条 利用料は無料とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

[1] この要綱は、平成30年 9月 1日から実施する。

様式(第5条関係)

スマイル親子通園事業利用申込書(兼児童台帳)

年 月 日

保護者 住所 西宮市

氏名

連絡先

次のとおりスマイル親子通園事業を利用したいので、申し込みます。

名前	ふりがな				性別
	年 月 日生				
児童 家庭の 状況 及び	続柄	名前	生年月日	性別	学校名・園名等
食物アレルギー		有 無	アナフィラキシー	有 無	
希望 曜日	どちらでもよい・火曜日・木曜日				
お子さんのことで気になっていることや感じていることがあれば、ご自由にお書きください。					

※ここから下は保育所で記入いたします。

利用決定日 第 回 年 月 日	備考
火曜日・木曜日	